

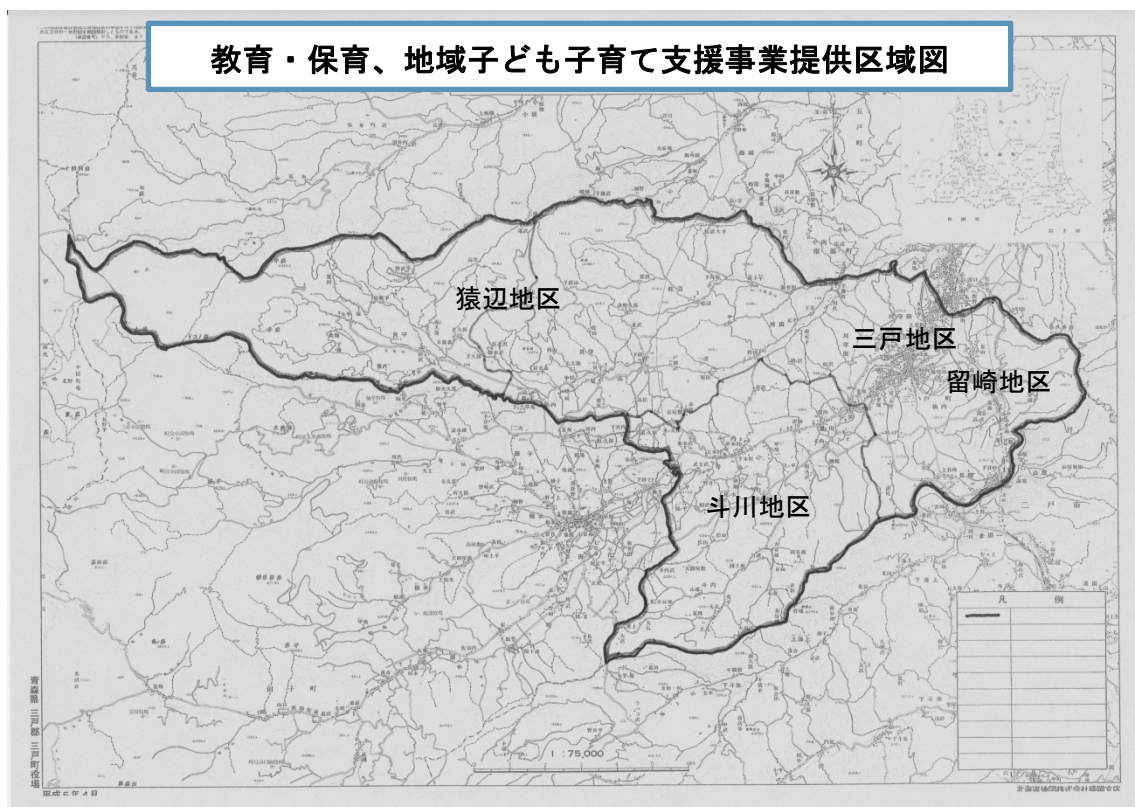
第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、現在の利用状況に、利用希望を踏まえ、本町の地域特性を加味して設定しました。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

本町内の現在の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、提供施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、町内全域を1区域として設定します。



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

2) 保育の必要性の認定区分

教育・保育の給付に係る認定は、次の1～3号の区分で行います。

1号認定	満3歳以上で、学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

3) 教育・保育提供施設・事業の区分

① 特定教育・保育施設

幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず満3歳から入園できます。
認可保育所	保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と認可保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

② 特定地域型保育事業

市町村による認可を受けて実施する次の4種類の保育事業です。

小規模保育事業	定員6～19人の比較的小規模の保育事業
家庭的保育事業	定員5人以下で、保育者の居宅等で保育する事業
事業所内保育事業	企業が行う、主に従業員の子どもの保育する事業
居宅訪問型保育事業	保育者が、子どもの居宅において保育する事業

③ 認可外保育施設

県や町の認可を受けていないが、一定の施設基準をクリアしている保育施設

現在運営している施設 ⇒ 町立斗川児童館（2号）

4) 量の見込みと確保方策

単位：人

年度	年齢		3～5 歳		1・2 歳	0 歳	合計
	認定区分		1 号	2 号	3 号	3 号	
R2	児童数見込		139		81	34	254
	量の見込①（利用希望）		14	122	63	26	225
	確保方策② 整備目標	特定教育・保育施設	30	131	66	31	258
		特定地域型保育事業					
		認可外保育施設		3			3
		計	30	134	66	31	261
	過不足②-①		16	12	3	5	36
R3	児童数見込		138		78	32	248
	量の見込①（利用希望）		14	121	61	24	220
	確保方策② 整備目標	特定教育・保育施設	30	131	66	31	258
		特定地域型保育事業					
		認可外保育施設		3			3
		計	30	134	66	31	261
	過不足②-①		16	13	5	7	41
R4	児童数見込		136		74	30	240
	量の見込①（利用希望）		14	119	58	23	214
	確保方策② 整備目標	特定教育・保育施設	30	131	66	31	258
		特定地域型保育事業					
		認可外保育施設		3			3
		計	30	134	66	31	261
	過不足②-①		16	15	8	8	47

年度	年齢		3～5 歳		1・2 歳	0 歳	合計
	認定区分		1 号	2 号	3 号	3 号	
R5	児童数見込		121		70	30	221
	量の見込①（利用希望）		12	106	55	23	196
	確保 方策② 整備 目標	特定教育・保育施設	30	112	60	26	228
		特定地域型保育事業					
		認可外保育施設		3			3
		計	30	115	60	26	231
	過不足②-①		18	9	5	3	35
R6	児童数見込		116		68	28	212
	量の見込①（利用希望）		12	101	53	21	187
	確保 方策② 整備 目標	特定教育・保育施設	30	112	60	26	228
		特定地域型保育事業					
		認可外保育施設		3			3
		計	30	115	60	26	231
	過不足②-①		18	14	7	5	44

【取組の方向】

- ①就学前の子どもの数が減少する中であっても、共働き家庭の増加により、保育の利用者数は横ばいの状態が続き、子どもの数に対する利用者の割合が年々上昇しています。安心して仕事と子育ての両立ができるように、現状の施設数を維持し、待機児童を発生させない体制を整備します。
- ②町が、町内の保育所、認定こども園に勤める全ての職員を対象とした研修会を実施することや、必要な職員の確保等、施設と連携を図りながら質の向上に努めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。事業は、子ども・子育て支援法で定められている 13 事業です。

1) 利用者支援事業（新規）

子ども及び保護者の身近な場所で、子ども・子育て支援に関する情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在、本町において実施はしておりません。

◇量の見込みと確保方策

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実施体制：1 人（専任職員）				
取組の方向	令和 2 年度に設置予定の子育て世代包括支援センター（※ P55 参照）での実施を目指します。				

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等で通常の開所時間（11 時間）を超えて保育する事業です。

◇現状

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	2 か所	3 か所	3 か所	三戸保育園
利用者数/日	35 人	43 人	50 人	ミューズ保育園 いずみ幼稚園

◇量の見込みと確保方策

（1 日当たり）

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
確保方策	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
取組の方向	令和 2 年度から全ての保育認定の子どもの時間外保育の利用が可能となりました。引き続き支援を継続していきます。				

3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき実費徴収（日用品や文房具等の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加費用等）の全部又は一部を助成する事業です。本事業は生活保護受給者が対象となります。

◇現状

	H28	H29	H30
給付者数	1 人	1 人	0 人

◇量の見込みと確保方策

(年間)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
取組の方向	施設と連携し、対象者に漏れのないように補足給付を実施します。				

4) 多様な主体が参入することを促進するための事業

4-1 巡回支援

特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進のための調査研究、設置・運営を促進するための支援をする事業です。本町では定員が確保できておりますので、新たに民間事業者を参入させての実施はありませんでした。

◇取組の方向

	R2	R3	R4	R5	R6
取組の方向	必要な定員を確保しておりますので、計画期間内での実施予定はありません。				

4-2 特別支援

健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定子ども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する事業です。平成 29 年度まで町単独として障がい児保育補助事業を実施していました。

◇取組の方向

	R2	R3	R4	R5	R6
取組の方向	乳児健診や子育て巡回相談において対象となる子どもを適切に把握し施設を支援していきます。				

5) 放課後児童対策（放課後児童クラブと放課後子ども教室）

5-1 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

◇現状

■放課後児童クラブ（町営）

☆低学年（小学校 1～3 年生）

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	中央児童館
登録者数	105	100	106	斗川児童館

☆高学年（小学校 4～6 年生）

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	斗川児童館
登録者数	14	8	10	

■認定こども園による学童保育（私営）

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	ミューズ保育園
登録者数	31	31	22	

■放課後や長期休業中の小中学生の居場所（町営、委託）

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	ふくじゅそう (ほっとステーション)
登録者数	52	58	70	

◇量の見込みと確保方策

(年間)

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	低学年	132	113	105	102	101
	高学年	48	47	46	41	37
確保方策		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
取組の方向		令和 3 年度を目途に中央児童館での高学年の受け入れを行うため、施設の改修等に着手します。				

5-2 放課後子ども教室

小学生を対象に、地域の大人の協力を得て安全・安心して活動できる子どもの活動拠点を設け、放課後や週末等における様々なスポーツや文化活動、地域住民との交流活動を通して心豊かでたくましい子ども達を育む事業です。

◇現状

(年間)

	H28	H29	H30	R1 実施事業
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	三戸小なかよし教室
利用者数	17 人	19 人	22 人	杉沢小子ども教室

◇整備計画

(年間)

	R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
定員	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
取組の方向	三戸小なかよし教室は、中央児童クラブと一体的に事業を実施しており、今後も継続していきます。 (新・放課後子ども総合プラン)				

6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業です。これまで本町としては事業を実施しておりません。

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
取組の方向	ニーズ調査の結果、本事業のニーズはありませんでした。引き続きニーズの把握に努めていきます。				

7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況及び養育環境等の把握、養育についての相談・助言・援助を行う事業です。

◇現状 (年間延べ)

	H28	H29	H30
訪問人数	31人	50人	42人
実施体制	実施体制：1人		

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保方策	実施体制：1人				
取組の方向	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。				

8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

◇現状 (年間延べ)

	H28	H29	H30
訪問人数	18人	26人	18人
実施体制	実施体制：1人		

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	48人	48人	48人	48人	48人
確保方策	実施体制：1人				
取組の方向	乳児全戸訪問事業や乳児健診事業等で発見した養育支援が必要と思われる家庭を訪問し、助言・指導を行うとともに、育児・家事援助等のサービスの実施についての検討も行います。				

9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が互いに交流を行う場を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を行う事業です。

◇現状

(年間延べ)

	H28	H29	H30	R1 実施施設・団体
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	施設：ふくじゅそう
利用者数/年	6,605 人	6,292 人	6,648 人	団体：NPO 法人子育て支援ネットゆりかご

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	6,600 人	6,600 人	6,600 人	6,600 人	6,600 人
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
取組の方向	現在実施している「のぼたん広場」を継続して開設していきます。また、事業の周知のため、広報活動の強化を図ります。				

10) 一時預かり事業

10-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園等を利用する保護者（1 号認定）のニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や長期休業日に希望する在園児の預かりを行う事業です。

◇現状

(年間延べ)

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	いずみ幼稚園
利用者数	2,122 人	2,531 人	882 人	ミューズ保育園

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2,100 人	2,100 人	2,100 人	1,800 人	1,800 人
確保方策	4,200 人	4,200 人	4,200 人	3,600 人	3,600 人
取組の方向	1 号認定の人数は減少傾向にありますが、必要とする方がサービスを受けることができるように、引き続き受け入れ体制の確保に努めます。				

10-2 在園児対象型を除く一時預かり

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育所等で一時的に預かる事業。

◇現状

(年間延べ)

	H28	H29	H30	R1 実施施設
実施施設数	1 か所	1 か所	2 か所	ミューズ保育園
利用者数/年	154 人	224 人	84 人	

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
確保方策	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
取組の方向	ミューズ保育園で実施します。近年、共働き家庭の増加により保育所、認定こども園（保育所部分）利用の低年齢化が進んでいます。利用者は減少していますが、必要としている方がサービスを受けることができるように、引き続き受け入れ体制の確保に努めます。				

11) 病児・病後児保育事業

病気の回復期等にある保育を必要とする乳幼児等を対象に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で保育士・看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では、これまでのところ実施に至っておりません。

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	138 人	138 人	138 人	138 人	138 人
確保方策 (施設数)	276 人 (1 か所)	276 人 (1 か所)	276 人 (1 か所)	276 人 (1 か所)	276 人 (1 か所)
取組の方向	これまで、実施してきたアンケート等においても病児・病後児保育事業の実施を望んでいる保護者が多数います。早期の実施を目指し民間事業者と協議と併行して、直営での実施についても検討します。				

12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整、講習の実施を行う事業です。

本町で直接実施しておらず、八戸市ファミリー・サポート・センターの利用を斡旋しています。

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
取組の方向	当町での直接実施はせず、引き続き八戸市ファミリー・サポート・センターを利用していきます。				

13) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◇現状

(年間延べ)

	H28	H29	H30	健診回数/人
受診者数	72 人	54 人	63 人	14 回 無料
健診回数	480 回	439 回	469 回	

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
確保方策	実施場所及び実施体制：町長が委託した機関 検査項目：健康状態の把握、検査計測、保健指導 適時の医学的検査 実施時期：妊婦期間				
取組の方向	継続して、妊婦 1 人当たり 14 回の健康診査を実施します。				

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付は、３歳から５歳までの子どもと０歳から２歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設や一時預かり事業、子育て援助活動支援事業等について給付する仕組みです。

給付方法は現物給付となっており、保護者の利用状況に応じて町が事業者に支払うこととしております。保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求、支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

（４）切れ目のない子育て支援

１）子育て世代包括支援センターの設置（新規）

安心して出産・子育てができるように、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整を行う総合相談窓口である子育て世代包括支援センターを設置し、きめ細やかな支援体制を整備します。

①対象

妊産婦、乳幼児及びその保護者

※地域の実情に応じ１８歳までの子どもとその保護者についても対象とすることがあります。

②主な事業内容

- ・妊産婦及び乳幼児等の実情の把握を行います。
- ・妊娠、出産、育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行います。
- ・個別の支援プランを作成します。
- ・保健医療、福祉の専門機関との連絡調整を行います。
- ・地域に実情に応じた母子保健事業や子育て支援事業を行います。

２）子育て支援に関する情報提供の充実

①子育てガイドブックの作成

妊娠・出産・子育てに関するサービスの情報をまとめた、子育てガイドブックを作成します。

②ホームページの充実

町のホームページや子育て応援サイト「のぼたんくらぶ」を活用し、子育て支援サービスや施設に関する情報の提供を行っていきます。

3) 妊婦・出産期における支援

①マタニティ健康相談

母子健康手帳交付時に、これからの出産に向けて、健康に過ごし、安心して出産ができるように保健師が健康相談を行います。

②妊婦健康診査

妊婦さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長を促し、安全で安心なお産を迎えていただくため、定期的な健康診査が無料で受けられるように「妊婦健康診査受診票」を14回分交付します。

4) 乳幼児期～学齢期、青年期における支援

①妊産婦・乳児訪問指導

誕生したすべて乳児及び妊産婦さんを対象に、母子の健康増進のため、妊婦・産後の健康管理と赤ちゃんの成長発達を保健師が訪問して支援します。

②乳幼児健診等

乳幼児の疾病の早期発見・予防に努め健やかな子育てを支援する事業です。

※令和元年度実施内容

乳児一般健康診査、3か月児健康相談、9か月児健康相談

1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、3歳児精神発達精密健診
股関節脱臼検診、4歳児健康相談

③予防接種

出生届の際に「わんぱくノート」を交付し、予防接種を個別に実施する事業です。

○定期予防接種（無料）

B型肝炎、ヒブ、四種混合、二種混合、小児用肺炎球菌

BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎

ロタウイルス感染症（R2.10～）

○任意予防接種（一部助成）

インフルエンザ

④乳児おむつ券購入費助成

お子さんが誕生した世帯に、おむつの購入費5,000円（1人につき1回）を支給します。社会福祉協議会で実施しています。

⑤子育て相談

お子さんのからだ、予防接種、病気、栄養、ことばの発達やしつけなどの相談に保健師が応じます。

○子育てなんでもダイヤル（保健センター）

○子育て巡回相談（保育所、認定こども園、児童館、ほっとステーション）

⑥子ども医療費助成

子どもが病気やけがで入院・通院した場合は、医療費の自己負担分（保険診療分）の全額を助成します。令和2年度からは、高校生の通院医療費の無料化を目指します。

※令和2年度以降実施内容

対象年齢	対象医療費			
	入院	〇	通院	〇
0歳（乳児）から15歳（中3）	入院	〇	通院	〇
16歳（高1）から18歳（高3）	入院	〇	通院	〇（拡充分）

⑦保育料軽減

0歳～2歳児の保育料について、町が定める基準額を国の基準額より低く設定し、さらに第2子を半額、第3子以降を無料としています。ひとり親、障がい者（児）等のいる世帯は第1子半額、第2子無料です。

⑧教育・保育施設副食費助成

3歳以上のお子さんが利用する教育・保育施設に負担する副食費（おかず代）を全額負担します。

⑨子育てサポート祝金

3人以上のお子さんを養育している家庭に対し、出産祝金50万円を始め、高校卒業までの間に切れ目のない経済的支援を行います。

※令和元年度支給内容

出産祝金	500,000円（100,000円×5年間）
小学校入学祝金	30,000円
小学校給食費・教材費支援金	210,000円（35,000円×6年間）
中学校入学祝金	40,000円
中学校給食費・教材費支援金	135,000円（45,000円×3年間）
中学校卒業（高校入学）祝金	50,000円
高等学校等教材費支援金	90,000円（30,000円×3年間）

⑩児童手当

中学校３年生までのお子さんを養育する方に、子どもの健やかな育ちを支援するために支給する手当です。

※令和元年度支給内容

３歳未満	月額 15,000 円
３歳以上小学校修了前（第１・２子）	月額 10,000 円
３歳以上小学校修了前（第３子以降）	月額 15,000 円
中学生	月額 10,000 円
特例給付（所得制限対象者）	月額 5,000 円

⑪馬場のぼる、赤ちゃん絵本プレゼント

絵本の読み聞かせの大切さを理解してもらい、親子がふれあいを持ち、子どもが情緒豊かに育つことを目的に、生後２～３か月の乳児に三戸町出身の絵本作家「馬場のぼる」氏の絵本及び赤ちゃん絵本をプレゼントします。

⑫早寝早起き朝ごはん運動

早寝早起き朝ごはん運動の啓発（生活リズム講演会、睡眠記録による生活習慣調査など）により、基本的な生活習慣が身についた健やかな子どもたちの育成を目指します。

⑬家庭教育学級

保護者等を対象に家庭教育に関する講演会等を実施し、親子がともに学び育ち会える環境を目指します。

⑭保育等職員研修会

多様化する保護者ニーズに対応するため、町内の教育・保育施設、児童館、子育て支援団体職員を対象に、町独自の研修会を開催することで学びの機会を確保し、質の向上を目指します。

（５）特別な支援が必要な子どもの支援

１）児童虐待防止対策の充実

①相談体制、要保護児童対策協議会の充実

プライバシーが確保され、安心して通告・相談ができる体制を整え、協議会の関係機関で子どもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い、適切な対応をしていきます。

②子ども家庭相談の充実

家庭における適正な子どもの養育と、養育に関連して発生する種々の問題の解決を図るため、専門的に相談、指導を行います。また、複雑、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し、家庭及び子どもへの面談や訪問等を行う等、支援体制の充実を図ります。

2) ひとり親家庭への支援の充実

①ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭を対象に、子どもが18歳に達する年度末まで医療費を助成する制度です。

※令和元年度助成内容

子ども：入院、通院全額

父母：入院、通院（一医療機関ごとに、月1,000円の自己負担）

②児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定、自立の促進を目指し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和元年度支給内容

子どもの人数	全部支給	一部支給
第1子	42,910円	42,900円～10,120円
第2子加算額	10,140円	10,130円～5,070円
第3子以降加算額	6,080円	6,070円～3,040円

③自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実

ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図ります。

3) 障がい児施策の充実

①特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和元年度支給額

重度障がい児（1級） 52,200円、中度障がい児（2級） 34,770円

②障がい児保育事業

教育・保育施設における障がい児等の保育を円滑に実施し、障がい児の健全な社会性の成長を促進するため、障がい児を受け入れる施設に対して補助を行います。

③自立支援医療「育成医療」助成

身体に障がいがある 18 歳未満の児童で、放置すれば将来障がいを残すおそれがある大きな疾病を有する児童が、医療機関で入院治療や手術によって確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を助成する制度です。

④重度心身障がい者（児）医療費助成

重度心身障がい者（児）の健康保持と療育の推進により福祉の増進を図るために行う医療費を助成する制度です。

○対象となる手帳の種類と等級

- ・身体障がい者手帳 1 級～3 級（3 級は内部障害のみ）
- ・愛護手帳 A
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級

○対象となる医療費

- ・入院、通院（一部自己負担あり）

⑤障がい児福祉手当

20 歳未満で精神又は身体に障がいがあり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の障がい者に対して支給される手当です。

※令和元年度月額 14,790 円（所得制限あり）

⑥障がい福祉サービスの利用支援

支援サービスや利用可能な事業所、施設の紹介、情報の提供や発達に関する相談を受けるとともに、利用の調整、利用申請の支援などの充実に努めます。